

ベーシック・インカムという ラディカリズム

新川 敏光

はじめに：視角と課題

- 1 労働と福祉の切り離し
 - 2 互惠性
 - 3 完全従事社会
- 結びにかえて

はじめに：視角と課題

ベーシック・インカム（以下BI）というアイデアが、わが国において注目されるようになったのは、近年格差社会化のなかで、ワーキング・プアや派遣労働の深刻な実態が報道され、注目されるようになってからであろう。ブームに先駆けて、小沢修司がBIに関する本格的な研究書を世に送り出している（小沢 2002）。山森亮による入門書は、BIというアイデアが古くから様々な形で論じられてきたことや、BIをめぐる世界的運動について教えてくれる（山森 2009）。トニー・フィッツパトリックによるBIの包括的検討、BI論の代表的論客P.ヴァン・パリースの主著も翻訳されている（フィッツパトリック 2005；ヴァン・パリース 2009）。今日では、政策論から思想や理論にいたるまで、様々な分野において、BIを話題として取り上げている（武川編著 2008；立岩／齊藤 2010）。さらに、いちいち名前を挙げないが、マスコミに登場する評論家や政治家たちが、BIを提唱している。

BIブームの面白いのは、政治的党派性を横断して、賛成派と反対派がわかれることであろう。BIは、旧来のイデオロギー軸とは異なる対立軸を形成する。BIは、左右の別なく囚われてきた「働かざるもの食うべからず」という教義に異議を申し立てる。労働と福祉の関係を見直し、既存の福祉国家を超越する視点を提供する（新川 2010）。本稿の課題は、このようなBIの思想としてのラディカリズムに対する最も強力かつ建設的批判である参加所得論を検討し、それがBIの自由主義的ラディカリズムをコミュニタリアン的世界のなかに回収するものであることを確認する。

したがって本稿での筆者の関心は、政策論にはない。格差社会への対応策としてBIが脚光を浴びたことを考えれば、政策的実現可能性を検討することこそが多くの論者の関心であろう。しかし政策論レベルでの議論は、BIを現行の社会政策に並ぶ、あるいはそれを補完する政策の一つとして位

置づけることになりがちである。そのことによって、BIのもつラディカリズムは失われ、BIは既存の福祉国家論のなかに回収されてしまう。

いかなるアイデアも、実現されなければ意味がないという考えもありえよう。しかし今ある「現実」を相対化し、その限界を明らかにし、未来に向けた選択の可能性を示す作業は、理論研究の重要な役割の一つである。丸山眞男のいう「現実主義の陥穽」を避けるためには、「現実」に合わせて理論を切り刻むのではなく、「現実」を概念的に把握し、批判する必要がある（丸山 1964 参照）。思想や理念は「現実」に妥協せず、屹立することによって、現実変革の力となる。発展や進歩を信じる単線的近代の時代が終わり、近代のもたらした負の遺産と向き合わねばならない再帰的近代のなかにある今日、このような理論の役割はますます重要性を増しているといえよう（ベック 1988；Little 1998；福士 2009参照）。

福祉国家は、単線的近代の産物である。単線的近代の文脈から福祉国家を特徴づけるなら、福祉国家とは、生産の拡大による豊かな社会の実現（生産主義）を前提に、国家主導によって富の再分配を行う（国家主義・平等主義）ことによって、国民的連帯を形成・維持・再生産する（国民主義）ものである。このような福祉国家は、再帰的近代のなかで見直しを迫られる。生産主義は際限のないエネルギー消費の拡大によって環境破壊をもたらし、国家主導の平等主義は管理社会化を促進し、国民主義は排外主義を助長している。単線的近代を支えた進歩への信頼が、根底から揺らいでいるのである。

それでは、なぜポストモダンではなく、再帰的近代なのかといえれば、近代は様々な問題をもたらしたが、他方において、近代の生み出した普遍的価値（基本的人権など）は国民国家の枠を超えて尊重されるべきであると広く認められるようになってきているからである。今日求められているのは、近代の普遍的価値を否定することではなく、それらの価値を一定程度実現してきた福祉国家の遺産を引き継ぎ、より高次のレベルで実現することなのである。単線的近代が限界に達したとしても、近代の生み出した普遍的価値の意義が否定されたわけではない。たとえば多文化主義といっても、個人の自由・自立を尊重する普遍的価値観が失われるなら、それは閉鎖的共同体主義に陥るだけである。近代とは、ポストモダンの批判力を認めながらも、なお「未完のプロジェクト」であるというのが筆者の立場であり（ハーバーマス 2000参照）、BIの意義は、福祉国家という近代のプロジェクトを批判的に継承する視点を提供してくれるところにある。

1 労働と福祉の切り離し

BIとは、BIEN（ベーシック・インカム地球ネットワーク）によれば、「資力調査や就労義務を課さずに、すべての者に個人単位で無条件に与えられる所得」のことである（<http://www.basicincome.org/bien/>, 2011年6月3日アクセス）。要するに、BIとは、普遍主義原則に基づいて支給される所得である。とはいっても、幾つかの留保が必要である。第一に、「すべての者」といっても、支給対象者は、所与の政治的共同体に属する者達に限定され、一般的には国民に限定される。普遍主義プログラムは税方式によって運営され、税を徴収する能力は主権国家に限定されるからである。といっても、BIの論理が必然的に国境を前提とするわけではない。複数の国あるいは国境をまたが

る地域において、BIを構想することは可能である。一国レベルでBIを実現することが困難な状況において、そこまで論じる向きは少ないが、福祉国家の限界を超えるためには、国境の相対化は潜在的争点として常に意識しておく必要がある(山森 2009; 新川 2010)。

第二に、BIにおける所得とは、ここでは現金給付を意味すると考える。現物給付の所得をすることも可能であるが、BIを個人の自由を拡大する手段と考えれば、現物給付には大きな限界がある。しかし普遍主義原則による現金給付が、全てBIなわけではない。たとえば、一定年齢に達すれば、すべての国民に支給される年金がある。これも一種のBIと考えれば、BIの実現可能性は大きく高まるが(カナダのように、いまでもそのような年金プログラムを維持している国もある)、BIの思想的ラディカリズムは消えてしまう。年金は、主として就労可能性が著しく低下した高齢者に与えられる給付である。労働力商品化が困難な者に対する給付は、福祉国家の原則とならぬ抵触しない。むしろそれは、福祉国家の目指すところのものである。またたとえ所得制限がなくとも、子どもがいなければ支給されない子ども手当がBIではないことは、いうまでもない。

「資力調査や就労義務を課さない」ことが、BIを福祉国家に挑戦するラディカルな思想としている。これによって、労働と福祉との関係を切り離すからである。よく知られているように、福祉国家は完全雇用を前提にしている。寛大な給付は、すべての者が働くことを前提とし、にもかかわらずやむを得ない事情によって働けない者に対して与えられる。普遍主義といっても、福祉国家では働かない自由が認められているわけではない。労働し、納税・保険料納付義務を果たすことが福祉国家の大前提である。

ただし、労働と福祉の結びつきは、普遍主義原則のもとでは、社会全体として維持されるにせよ、個人レベルでは緩和されてきた。社会全体として労働の義務と福祉の権利のバランスが保たれている限り、個人レベルでは働かずに福祉を得る権利が実質的には認められてきたといえよう。しかし今日、完全雇用体制が崩れ、高失業率が恒常化するに至って、個人レベルでの労働—福祉関係を強化しようという動きが強まっている。このような流れは、自由主義レジームの懲罰型のワークフェアから社会民主主義レジームの社会投資型のワークフェアまで、共通して確認することができる(新川 2010; Goodin 2001)。

このような動きは、福祉国家が生産主義を前提にしていることを考えれば、当然のことと理解できる。生産活動、労働への従事が福祉国家の前提であり、市民の義務であるということは、完全雇用が保たれている限りは、いちいち確認する必要までもない。しかし失業率が高くなり、貧困者が増え、福祉国家財政が逼迫し、しかも福祉受給者のなかに少なからぬ数の移民が存在することになれば、社会的(国民的)連帯は労働の義務を果たしてこそ維持されることを再確認しようとする動きが強まる。

資本主義の発展をプロテスタンティズムの倫理から読み解いたウェーバーの考察は、今日読んでもなお知的興奮を誘う古典的名著であるが(ウェーバー 1989)、世俗内禁欲による蓄財という倫理が、「自ずと」内面化されるのは資本をもつ者達に限られるだろう。日々の生活のために、過酷な低賃金労働を強いられる者達が、自ら進んで勤労の精神を内面化していくとは考えにくい。彼らは、まず労働力を売らなければ生きていけないという状況に追い込まれるのであり、財産からの「自由」が彼らを賃労働へと動員するのである。強制された賃労働を就労義務、労働倫理として内

面化するためには、救貧院、監獄、学校など、様々な近代的制度が必要であった（今村 1998）。

福祉国家を準備することになったのはフォーディズムといわれる大量生産大量消費システムであったが、フォーディズムは、強制による規律ではなく、就労意欲を喚起する新たな誘因を提供する。労働者を消費者として資本主義経済に取り込むこと、消費欲望を強めることによって労働へと駆り立てる。大衆消費社会は、資本主義経済を発展させるとともに、その基盤を切り崩す。大量消費は、節約や質素という禁欲的規律を弱め、翻って労働倫理を浸食する作用をもつからである。もちろん労働なしに消費ができるわけではない。しかし労働それ自体の価値ではなく、消費のために働く、すなわち労働が消費に従属することによって、労働そのものに奉仕する精神は侵される。このような事態に対抗する論理が、ワークフェア論である。労働とは、単なる賃金獲得の手段ではなく、個が自己実現を達成し、承認を得るために、必要不可欠なものであると考えるのは、なにも新自由主義者達だけではない。「第三の道」が目指した社会投資型のワークフェアは、単に就労可能性を高めるのではなく、そのことによって自立的積極的市民を創りだそうとするものである（Giddens 1998）。

しかし資本主義的賃労働を自己疎外として批判する立場を取らないにせよ、賃労働が一般的に自己実現をもたらすと考えるのは難しい。たとえば、社会にとって不可欠でありながら、誰とでも代替可能であり、誇りを感じられない仕事と、その人でなければできない労働によって対価を得る仕事では、仕事といっても、自己実現の可能性は大きく異なるだろう。仕事によって自己実現を達成する可能性が大きいこともあろうが、むしろ自己実現の機会を奪われることもあると考えたほうが現実的な労働観である。就労によって自己実現の機会を奪われると考える者は、できるだけ就労時間を少なくした方が自己実現の機会が増えることになる。就労可能性を高めることによって、自己実現を図る仕事へと転職することは可能であろうが、仕事一般が自己実現を促すものになるわけではない。

BIが、このような構造的問題を解決できるわけではない。しかしBIは、「自己実現としての労働」を強いるのではなく、労働以外の場で自己実現を図る機会を拡大することはできる。就労によって自己実現を阻害される者は、BIによって就労時間をできるだけ少なくすることが可能となる。もし雇用主がより長い就労時間を求めるのであれば、より高い賃金を支払えばよい。そのことによって、より多くの労働を引き受けるのは、個人の自由である。そのような選択をした者は、より多くの所得がより少ない労働時間よりも自分を満足させる、自己実現ができると判断したものとみなされる。自己実現とは、何も高邁なものである必要はない。より多くのお金を得ること、より多く消費することが、個人にとって自己実現であるかもしれない。要は、それが自己選択に基づくということが肝心なのである。

それでは仕事自己実現となる者に対しては、BIを与える必要はないのではないか、BIは仕事によって自己実現を図ることができない者に限って与えればよいのではないかという反論がありえよう（White 2003：172）。しかしこのような観点からBIの対象を絞ることに、大きな困難が伴う。誰が就労によって自己実現を果たし、誰が抑圧を感じるのかは、あらかじめ客観的に決定できない。先に、仕事の種類によっては自己実現が感じられないかもしれないと指摘したが、それはあくまでも蓋然性であって、個別具体的ケースにおいて自己実現を感じるかどうかの判断は、働く本

人しかできない。たとえ低賃金で、誰でもできる仕事であっても、個人の選好や職場環境次第では自己実現を感じるかもしれない。他方、一般的には自己表現を伴う社会的に評価の高い仕事であっても、本人は強いストレスを感じ、自己実現がなされるとは考えないかもしれない。

それでは自分の望む仕事であるかどうかを自己実現の代理指標として考えてみたら、どうであろうか。望まない就労が、個人の責任に帰すべきではない原因によって生じていると確認できる場合、BIを与えるべきであると考えてみよう。就労能力が同等であると認められるにも拘わらず、景気や企業活動の展開など、個人にとっては全く偶然でしかない条件によって、雇用機会が大きく異なり、自己実現を可能にする雇用が得られない者に対してBIが与えられることになる。しかし雇用機会の不平等を、個人の責に帰すべきか否かを判断することは容易ではない。そもそも同等の能力があることをどのようにして証明するのが難しい。同じ教育や職業訓練を受けながら、技能の差が歴然としている場合、劣等の者は、就労能力を向上させる能力そのものが、生まれ育った環境、あるいは遺伝子レベルでの違いなど、様々な個人の責に帰すべきではない要因によって制限されているのかもしれない。このように考えると、仕事で自己実現できないものに限ってBIを与えるというのは困難であり、基準を客観的に明確化しようとする、結局は雇用や所得というものを判断材料にせざるを得なくなってしまう、結果として、そのような給付は失業手当や生活保護のようなものになってしまうと考えられる (cf. White 2003: 171-173)。

誰もが一定の限られた期間、BIを受給する権利があるとすれば、対象を限定したBIのような困難は生じない。各人は、自分が必要だと思うときにBIを受け取ればよい。支給側が受給資格を審査する手間や困難は解消される。失業や疾病によって給付を受ける場合は、それに応じた別プログラムが提供されると考えれば、これはかなり寛大な制度である。しかし、労働と福祉の関係を断ち切るというBIのラディカル性は失われる。一定時間が過ぎればBIの資格がなくなることがわかっている場合、BIを早期退職に利用するような場合を除けば、BIを受け取る期間というのは復職を念頭に置いた期間であり、労働力再商品化のための充電期間ということになると考えられるからである (White 2003: 173-174)。時限的BIが分割払いであるとすれば、それを一時金として提供しようというのがベーシック・キャピタルである (White 2003: ch.8)。これは「キャピタル」といわれるように、各人がそれを元手として、経済活動に積極的に関わっていくことを助けるものであり、労働と福祉とを切り離そうという発想とは無縁である。

労働と福祉とを切り離すといっても、すべての者には自然的社会的資源に対する平等な権利が存在するとか、雇用はレントであるので、その果実はすべての者が尊厳を維持するに足るレベルにおいて再分配されるべきであるという主張に与する必要はない (White 2003; ヴァン・パリース 2009参照)。私有財産制を所与とした場合、各人の資源へのアクセス、潜在能力を開拓する機会に差が生まれるのは避けがたい。業績の違いにもかかわらず、できるだけ平等な成果配分を行うということは、市場における自由競争の原則とは両立しがたい。市場における自由競争を認める以上、その成果配分の正当性を認めないわけにはいかない。にもかかわらず、一定の富の再分配が受け入れられるのは、著しい不平等は社会的統合を困難にするだけでなく、効果的効率的な労働力の活用を損ない、ひいては市場経済の安定性・活力を奪うからである。つまり平等主義は、市場資本主義を前提とする限り、それを維持し、円滑に再生産するために必要なのである (新川 2011)。

BIは、資本主義経済を前提にして、能力や偶然による雇用機会の違いを所与として、それゆえにこそ最低限の所得保障を提供しようというものであると考えてみよう。平等主義という観点からみると、それは全くラディカルなものではない。しかし、それは、繰り返すが、労働と福祉の関係について再考を求める点でラディカルなアイデアなのである。近代的労働観と互恵性原則の見直しを迫るからである。BIを全否定する者は、どちらの見直しに対しても反対するだろう。彼らの主張は、一言でいえば、「働かざる者食うべからず」であり、働く者、働く意欲のある者だけが、一時的例外的に互恵性原則からの逸脱を認められる。しかしグローバル化、知識基盤型経済への移行が進む先進経済諸国では、高失業率が慢性化しており、資本主義「黄金の30年」の時代のように、完全雇用を再び達成することは極めて困難となっている。ましてや誰もが満足する良好な雇用機会を平等に提供することなど、夢物語である。にもかかわらず、労働を福祉の前提として固執することは、良好な雇用機会を奪われている者に対して不当な圧力を加え、社会的スティグマを与えることにしかならない(新川 2010)。

BIを全面的に否定するのではなく、互恵性原則を維持するために、BI受給に条件を課すべきであるとする者達がいる。イギリスの経済学者、A. E. アトキンソンの唱えた参加所得が有名であるが、本稿では、次節で互恵性原則を最も精力的に擁護している理論家の一人であるステュワート・ホワイトの「シビック・ミニマム」論、第3節でわが国の参加所得論の第一人者である福土正博の「完全従事社会」論を取り上げ、検討する。

2 互恵性

ステュワート・ホワイトは、経済的シティズンシップの実現する原則として、「公正な互恵性としての正義」というアイデアを打ち出す。ホワイトは、二つの公正な互恵性を区別する。一つは理想的かつ包括的な互恵性であり、もう一つは非理想的非包括的なそれである。前者においては、ブルート・ラック(非情な運命)によって生じる不平等はすべて是正されることが求められる。ホワイトは、このような原則を非現実的なものとして斥ける。彼が支持するのは、後者である。これは、一定の閾値を満足するレベルで公正な互恵性を実現しようというものである。その目安として、ホワイトは、五つの基準を挙げている。(1)ブルート・ラックによる貧困から、各市民は救済されねばならない。(2)市場の脆弱性、搾取、搾取が生み出す権力濫用に対し、各市民は十分に保護されねばならない。(3)各市民は、自己実現を図る仕事に就く十分な機会を与えられなければならない。(4)教育機会、外在的富への当初アクセスの不平等は、納得できるレベルまで引き下げられなければならない。(5)教育や雇用のような領域で、人種、ジェンダー、性癖、信仰等の理由で差別があってはならない。以上五つの条件(シビック・ミニマム)が満たされた場合、各市民は、共同体に対して、能力に応じた生産的貢献をなす義務がある。(1)から(5)までの条件が十分に満たされない場合、その程度に応じて市民の貢献義務も低下する。ただし、そのような事態から恩恵を得る者は、この限りではない(White 2003: 90-91)。

ホワイトは、社会権には義務が伴うことを強調し、福祉受給者へのワーク・テストに同意する。ただし、ワーク・テストを正当化するためには、以下の四つの基準が充たされなければならない。

(1) 公的に定められた就労義務を求められた市民が、ブルート・ラックによる貧困から逃れるのに十分な社会的生産物へのシェアを得られる。(2) 公的に定められた就労義務を満たすことを求められた市民は、仕事に就く十分な機会をもつ。(3) コミュニティ内の様々な生産活動への参加が、平等に取り扱われる。(4) 貢献義務はすべての市民に対して、等しく適用される (White 2003 : 134-135)。

これらの基準は、全て配分的正義の観点から互惠性原則を社会的に維持するために求められるものであるが、これらすべての条件が満たされることは現実には困難である。そこで、ホワイトは、パターナリスティックな観点からワーク・テストを正当化しようとする。つまり、ワーク・テストを課すことは、福祉受給者自身のために他ならないと主張するのである。たとえ個人の自由を尊重するリベラリズムの立場をとるとしても、個人が自己管理 (self-government) の能力を欠く場合があること、大部分の市民は、ほとんどの場合において合理的であるとしても、時には意志薄弱となったり、非合理的になつたりすることは認められよう。そのような非合理的な状態に陥ってしまったとき、悲劇的で不可逆的な結果をもたらすような選択をしてしまうかもしれない。そのような場合に、個人の自由を制限するパターナリスティックな介入が正当化されるという。

福祉に関してパターナリズムの考えを適用すれば、長期間福祉受給者に甘んじていると、その者の技能と就労意欲が萎えてしまい、結局仕事に戻ることがむずかしくなってしまうため、福祉受給の条件として、再就職活動を行うこと、訓練や公共の仕事プログラムに参加することを求めるのが、本人のためになる。しかしそもそも経済的不平等が甚だしい場合、パターナリズムは、社会的に脆弱な者達に損害を与え、不当な負担を背負わせることになりはしまいかという疑念が生じる。これに対して、ホワイトは、弱いパターナリズムであれば、そのような問題は生じないという。たとえば、福祉受給者が仕事情報や教育機会を得る場に定期的顔を出すことを求められるだけなら、福祉受給者の負担はさほど大きなものとはいえないだろう (White 2003 : 148)。しかし、このような弱いパターナリズムでは、ホワイトの求める互惠性が十分に実現されるとは思えない。

結局のところ、市民が思慮深く、合理的な場合に行うであろう選択へと強制的に導く強いパターナリズムでなければ、パターナリズム本来の効果を上げることはできないように思われる。しかし、ここでホワイトは逡巡する。なぜなら、社会的に脆弱な人々の間で利得と損失が不均等に配分されている場合、単純にコストとベネフィットから考えても、ある者は勘定がプラスとなったとしても、他の者達はマイナスになる、つまりパターナリズムの効果が一定ではないと考えられるからである。ここでホワイトは、ローレンス・ミードのニュー・パターナリズムを援用する。

ミードの議論は、以下のように定式化される。(1) 長期にわたってみられる仕事のない状態 (失業) は、彼らの貧困の主たる原因である。(2) 失業は、彼らに「能力」が欠如しているからである。(3) 貧困者の直接的かつ長期的利益のために、仕事が課せられるべきである。仕事によって貧困から抜け出すのが直接的利益で、精神衛生を改善し、貧困者を価値あるものとし、それによって貧困者の他の要求に対して正当性を与えることが長期的利益である。社会は、無能力者に、あたかも能力があるように振る舞わせるべきなのである (White 2003 : 149-150)。

ホワイトは、ミードの能力に関する議論は、「薄い」見解と「濃い」見解が混在していると指摘している。能力を、経済的利益を合理的に追求する能力と考えるのが「薄い」見解であり、個人的

な選好セットを最大限実現していく能力と考えるのが「濃い」見解である。非就労貧困者は「薄い」意味では明らかに無能力であるが、非就労が低賃金で質の良くない職しか提供しない労働市場への反応であるとしたら、それは自分の選好からみて福祉最大化の選択であるかもしれない。もしかりにそれが「濃い」意味でも無能力であるとしても、なぜこれを矯正しなければならないのかが明らかでない」と指摘しておきながら、ホワイトは、このような二つの能力観によってミードの政策提言が妥当性を欠くことにはならないという。就労義務が貧困者の直接的長期的利益につながるというミードの主張は、能力概念の混乱にもかかわらず、それ自体として論理的に正当なものと考えられるからである（White 2003:151）。

しかし、ホワイトが紹介するミードの議論が成立するのは、「薄い」能力観に立った場合に限られるように思う。つまり人は経済的合理人でなければならず、そうでないものは経済的無能力者であり、経済的に合理的であるように強制されねばならないという形では、ミードの議論は成立しないのではないだろうか。かりに「濃い」能力観に立てば、その能力は単なる失業状態からは測れないはずである。たとえ貧困にあえごうと、自分の夢を追い求めるという生き方は、「薄い」能力観からすれば、能力の欠如とみなされようが、「濃い」能力論からすれば、ただちに無能力とはいえない。そもそも個人のなかで価値の優先順位は様々であるから、「濃い」能力論に立てば、ある個人の選択を外部から一方的に無能力ゆえと断定することはできないはずである。

「薄い」能力観に立ったパターナリスティックな介入は、貧困者を無能力者と評価することによって、選択の自由を奪う。経済的に自立できず、BIに頼って、好きな絵を描き続ける、小説を書き続ける、などということは許されない。そのような自由を追求したければ、まずは他人に迷惑をかけるないように経済的に自立すべきなのである。このようにすべての者が経済的に合理的である、少なくともそうであるように強制される社会とは、市場原理主義者にとってはバラ色の天国であろうが、経済以外の価値を求めようとする者にとっては、黒一色で塗りつぶされた世界のようなものであり、お世辞にも魅力的とはいえないだろう。シビック・ミニマム論を掲げ、互惠性を探求するホワイトがたどり着いたのは経済還元主義的な逆ユートピアのように思える。

3 完全従事社会

福士正博の唱える完全従事社会論は、経済的権利を提唱する点で、しかも互惠性を重視する点でホワイトと共通の基盤をもつが、ホワイトのような経済還元主義に陥ってはいない。福士の完全従事社会論は、コリン・ウィリアムズ、アンドレ・ゴルツ、エイドリアン・リトルやビル・ジョーダンを始め、多くの脱生産主義論者の業績を詳細に検討するなかから生まれた壮大な構想であり、単純な要約を許すようなものではないが、BI論という本稿の関心に引きつけて、紹介・検討してみよう。

福士は、今日単線的近代から再帰的近代へと移ったという認識を示し、そのなかで生産主義の見直しが必要であると指摘する。生産主義の見直しのためには、所得と労働の関係を見直す必要がある。福士の提唱するのは、仕事と所得の分離（デカップリング）と再結合（リカップリング）である。デカップリングは、有給雇用には依存しなければならない雇用社会から脱却することを意味し、

リカップリングとは、有給雇用に限られない多様な活動を含む「仕事」と所得とを再結合することである(福士 2009: 102)。デカップリングとリカップリングを通じて生まれる完全従事社会とは、「諸個人がそれぞれのニーズに合わせて働き方を選択し、その結果、有給雇用など公式の仕事と、家事・育児などのドメスティック・ワークやコミュニティで行われている相互扶助活動など非公式の仕事を組み合わせ、多様な形で所得を確保しながら、それらに従事することができるという社会である」(福士 2009: 1)。

完全従事社会では、有給雇用以外の多様な活動が「仕事」となるため、所得は貨幣所得に限定されず、コミュニティにおけるインフォーマルな互酬関係が浸透する可能性があることを指摘した後、福士は、「生活手段の一部は、ベーシック・インカム(あるいは参加所得)の導入によって、国が保障する最低所得であってもかまわない」という(福士 2009: 22-23)。「あってもかまわない」というのは、もちろんそうでなくてもかまわないということである。福士は貨幣経済と国民国家、その双方を相対化しようとしていると考えられる。

完全従事社会におけるBIの役割について、福士は、ビル・ジョーダンの議論を紹介しながら、「ベーシック・インカムは一定の生活手段を提供することで、有給雇用からの脱却を現実化する手段である」、「ベーシック・インカムはリカップリングを現実化する方法の1つである」と記している(福士 2009: 102)。このようにデカップリング、リカップリング、双方において、手段・方法となる「ベーシック・インカム」とは、完全従事社会を実現する上で重要な役割を握っているといっていだろう。とはいえ、ここで福士のいう「ベーシック・インカム」は、本稿でいうBIとは同じではない点に注意しなければならない。

福士は、無条件に支給されるBIは、リカップリングを促進する機能をもたないため、不十分なものであると考える。福士によれば、再帰的近代のなかにある今日、問題は単なる経済的不平等ではなく社会的排除であり、この問題を解決するためには社会的参加と承認が必要なのである(福士 2009: 6)。福士は、「ベーシック・インカム(あるいは参加所得)」という表現を何度か用いているが(たとえば、福士 2009: 7)、デカップリングとリカップリング、双方で重要な役割をもつ「ベーシック・インカム」とは、参加所得もしくはそれに準ずるものと考えるのが妥当であろう。イギリスの経済学者A. B. アトキンソンは、BIをより受け入れやすいものにするためには、互惠性を確保する必要があると考え、労働市場への参加のほかに、認定された教育・訓練プログラムへの参加、ケア等のヴァランタリー活動による社会貢献をもって、BIの資格要件と看做した(Atkinson 1996)。

福士によれば、「参加所得構想の意義は、ベーシック・インカムのように有給と所得を分離するデカップリング政策に留まらず、仕事と所得を再結合するリカップリング政策につなげることで、仕事の再配分を有給雇用に限定せず、多くの人々が広範囲の仕事に就くことができる社会、すなわち完全従事社会を展望できるところまで発展させたことにある」(福士 2009: 101)。しかし他方において福士は、「社会的承認が重要なのは、ベーシック・インカム(あるいは参加所得)や地域通貨運動など、社会の底辺に沈んだ層も参加できるような補完的措置を実施したとしても、それだけでは参加を妨げている社会の基本構造や権力関係はなくなり、むしろその構造を結果的に補強してしまう可能性が強い」とも指摘している(福士 2009: 7)。

社会貢献を前提として得られる参加所得や地域通貨はそれ自体として参加を促すことにつながると考えられるが、福士は、それだけでは参加を妨げる社会的な基本構造を補強してしまうという。それは、なぜだろうか。詳しい説明はないが、ここで福士が問題にしているのは、市場資本主義社会の再生産メカニズムそのもののように思える。そうであれば、福士が、なぜデカップリングを説明する際、所得と有給雇用の分離だけでなく、所得について、それが貨幣所得に限定されない点を強調しているのかが理解できる。福士は、貨幣経済そのものを相対化し、ポラニー的にいえば、経済を再び社会に埋め込もうとする意図をもって完全従事社会を提起していると考えられる（ポラニー 1975）。

BIにおいて、労働と福祉を切り離すことは、福士のいうデカップリングを促進する。しかし、そこには重要な違いがある。デカップリングにおいては、有給労働以外の社会活動を仕事と認め、その上で就労義務を課す、すなわち賃労働を仕事の一つとして相対化するのに対して、BIでは就労義務を課さないことによって賃労働からの解放を図る。具体的にいえば、かりにBIによる最低限保障の生活に甘んじ、全ての時間を趣味に使いたいと思う者がいたとして、その趣味に一切の社会貢献性が認められなくてもそうすることはできるし、そのことによってBIの受給資格が剥奪されることはない。したがってBIにおけるデカップリングは、福士が指摘するように、リカップリングを直接促す機制をもたない。もとよりBIにおいて、賃労働から相対的に自由になった市民が、社会参加によって自己実現を図る、社会的承認を求めようとする途が閉ざされているわけではない。むしろBIは、時間的・物理的余裕をもたらす、社会参加を促進する効果をもつといえるだろう。しかしBIは、社会参加を強制しない。しかしはたしてそのことが、BIの弱点なのだろうか。筆者には、必ずしもそうとは思われない。

BIは、市民に対して消極的自由を保障するものである。つまり賃労働からの自由を確保するにすぎない。それに対して、参加所得は、市民に賃労働から自由になる条件として、社会的参加・貢献を求める。社会的参加が個人の自己実現にとって重要な意味をもつことは、筆者も否定しない。したがってそれを促す制度枠組みを作り、環境を整えることについては異論がない。しかし参加所得によるリカップリングは、所得格差による自由の格差をもたらす。参加所得を必要としない者にとって、社会参加は任意である、つまり自由である。それに対して、賃労働だけで十分な所得を得ることのできない者は、参加所得を必要とするため、実質的に社会参加を強要されるからである。強要は、低所得者を包摂し、社会的承認を実現するという極めて真つ当な理由によってなされるが、所得によって、このような自由選択の幅の違いがでることは、どのように正当化されるのであろうか？考えられるのは、パターナリスティックな積極的自由論の立場をとることである。低所得にあえぎ、社会から排除されている者達に対して社会参加を強制することは、それこそが彼らの利害に合致し、真の自由を実現することにつながるかと考えるのである（cf. Berlin 1969: 131 ff.）。

完全従事社会における賃労働と所得の切り離しは、BIとは全く逆の効果をもつ。有給雇用が相対化されることによって、社会的に認められる活動はすべて仕事となり、十分な賃労働ができない者たちは、能力に応じて社会的貢献という仕事を課せられることになる。リカップリングとは、あらゆる社会活動に仕事という網をかけて、あとう限りの市民を包摂する、つまり動員を最大化する戦略である。完全従事社会では、仕事がより広く解釈されることによって、「働かざるもの食うべか

らず」という規範は、再強化されるだろう。たとえ労働力商品化が不可能でも、それ以外のできる仕事はやりなさいというメッセージが、そこには含まれている。

仕事概念の拡張がもたらす効果は、ほかにも考えられる。広範な仕事の序列化・差別化である。一般的にいて、賃労働の世界では、高い賃金をもたらす仕事は低賃金労働よりも上位にあるが、無給の活動はこのような序列の外にある。しかし完全従事社会では有給雇用以外の活動も、仕事というカテゴリーのなかに収めるので、序列化の対象になる。賃労働が支配的な位置を占めているとすれば、それ以外の仕事は当然賃労働以下のものとして位置づけられるだろう。このことは、各人が有給雇用とそれ以外の仕事をバランスよくこなしているなら、あまり問題とならないかもしれない。しかしもし有給雇用を望んでも得られず、それ以外の仕事に専念する者がいるとしたら、どうだろうか。彼らは「二級市民」とみなされはしまいか。完全従事社会では、仕事の網が広範な活動に対してかけられるため、仕事による社会の階層化が一層進行する可能性が出てくる。

完全従事社会において所得は貨幣所得に限られず、有給雇用以外の仕事では生活手段の現物支給がなされるとすれば、それはマルクスのいう貨幣物神化を緩和する効果をもたらすかもしれない。しかし、他方において深刻な問題を引き起こすかもしれない。貨幣経済の発達で、個人の自由な選択の幅を飛躍的に広げたことは間違いない。現物給付は、貨幣物神化に対抗し、個人の地域活動へのコミットを促進し、自律的で強いコミュニティを生むかもしれないが、個人の選択の自由を著しく制限することになるだろう。地域通貨の場合、現物支給に比べると自由選択の幅はまだ広いが、地域通貨と一般通貨、あるいは他の地域通貨との交換可能性がなければ、特定地域通貨の貯蓄は、その通貨圏外への移動を困難にし、移動の自由を制限する効果をもつだろう。かりに地域通貨と他の通貨形態との交換が広く認められるのであれば、地域通貨を用いる意味はないだろう。

完全従事社会とは、積極的にいえば、社会参加・承認を可能にする社会であるが、消極的にいえば、フリーライダーを許容しない社会である。フリーライダーを許容しない社会的包摂とは、能力に応じてすべての者が社会的貢献することを強制する社会であり、相互監視型の閉ざされたコミュニティを築くことにつながってしまうのではないだろうか。もちろんフリーライダーを積極的に認めよ、称賛せよといたいのではない。皆がフリーライダーになれば、BIどころか、社会が成立しなくなる。ほとんどの市民が、個人の自由は社会的コミットメントのなかでこそ実現されると感じるものが望ましいし、そのようなコミットメントを促進する制度設計がなされるべきであろう。しかし、フリーライダーを完全に締め出そうとすると、結果として、そこには恐ろしく不自由な社会が出現してしまう。フリーライダーは自由社会の証であるという発想の転換があってもいいのではないだろうか (フィッツパトリック 2005 : 78)。

結びにかえて

BIに対する最大の批判の一つは、それが互惠性原則を侵害するというものである。参加所得論は、賃労働を相対化しようというBI論の意図に共感しながらも、互惠性原則を維持するために、様々な修正を加えてきた。本稿ではそのような研究のなかで筆者が特に注目する研究を取り上げ、検討した。BI修正論は、互惠性を厳密に守ろうとすることによって、BIのもつ最大の魅力ともいえるラデ

イカリズムを奪ってしまうように思われる。筆者の考えるBIのラディカリズムとは、福祉国家が前提とする労働と福祉の結びつきを否定し、近代的労働観を超克し、真に自由な社会を実現する可能性である。

ホワイトのシビック・ミニマム論がたどり着いたのは、パターンリズムによる経済合理性の実現という逆ユートピアであった。福祉の完全従事社会は、近代的労働観を脱し、さらに経済を社会に再埋め込みするという優れた構想を示しながら、自由という価値に対して十分な配慮を払っていないように思える。両者の陥った非寛容な共同体論から抜け出すためには、互恵性概念を再考する必要がある。個人レベルで互恵性ということを厳密に考えるのであれば、貧困者だけではなく富者についても検討する必要がある。貧困者がBIを受け取る便益に対して義務を果たしていないのであれば、多大な所得や富を享受する者は、果たしてその便益に応じた義務を果たしているのかと問う必要がある。このように考えていけば、既述したヴァン・パリースのレント論へと逆戻りすることになる。筆者は、ヴァン・パリースに与する者ではない。ただ、個人レベルにおいて互恵性原則を厳密に適用しようとする議論は、不毛だといいたいのである。

そもそも社会から受けとった便益に対してどれだけの義務を果たすべきかを算定することは困難である。互恵性を就労義務によって担保しようというのは、近視眼的な考えである。BI以外の収入源をもたず、貧困生活に甘んじ、しかし自分の好きなことをやりつづけることで、優れた文化的業績を残す者もいるだろう。たとえそのような成果を残さずとも、多様な価値観をもつ者達が存在することは、社会の多様化、活性化に役立つこともあるだろう。さらに就労義務という議論を逆手にとって、生きていることが労働だということもできる（山森 2009）。

個人の自由、自己実現は社会のなかでのみ実現されることは確かである。しかし社会を構成する個人が、同じような形で義務を果たさなければいけないのだろうか。生産主義が限界に直面している今日、個人の可能性を追求する自由こそが社会を豊かにする源泉となるのではないだろうか。社会を構成する個々人は、それぞれのやり方で多様な形で社会的貢献を果たすことが認められるべきである。BIを与え、就労義務を課さなければ、誰も働かなくなるというのは、賃労働が自己疎外でしかなかった単線的近代の貧しい発想である。福祉国家が実現した匿名性としての社会的連帯の枠組を直接的互恵性へと逆回転させるのではなく、一步前進させるアイデアとして、BIのラディカリズムは評価される。

（しんかわ・としみつ 京都大学大学院法学研究科教授）

参考文献

邦語文献

- ・今村仁司（1998）『近代の労働観』岩波新書。
- ・ヴァン・パリース，P.（2009）『ベーシック・インカム哲学——すべての人にリアルな自由を』（後藤玲子／齊藤拓訳）勁草書房。
- ・ヴェーバー，マックス（1989）『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（大塚久雄訳改訂版）岩波文庫。
- ・小沢修司（2002）『福祉社会と社会保障改革』高菅出版。

- ・新川敏光 (2004) 「福祉国家の改革原理—生産主義から脱生産主義へ—」 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編著『福祉の公共哲学』東京大学出版会。
- ・新川敏光 (2010) 「基本所得は福祉国家を超えるか」『現代思想』38 (8)。
- ・新川敏光 (2011) 「ポスト社会民主主義政治の展望」『思想』1047。
- ・立岩真也／齊藤拓 (2010) 『ベーシック・インカム——分配する最少国家の可能性』青土社。
- ・武川正吾編著 (2008) 『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社。
- ・ハーバーマス, ユルゲン (2000) 『近代——未完のプロジェクト』(三島憲一訳) 岩波現代文庫。
- ・フィッツパトリック, トニー (2005) 『自由と保障——ベーシック・インカム論争』(武川正吾・菊地英明訳) 勁草書房。
- ・福士正博 (2009) 『完全従事社会の可能性——仕事と福祉の新構想』日本経済評論社。
- ・ベック, ウルリヒ (1988) 『危険社会』(東廉・伊藤美登里訳) 法政大学出版局。
- ・ポラニー, カール (1975) 『大転換——市場社会の形成と崩壊』(吉沢英成・野口建彦他訳) 東洋経済新報社。
- ・丸山眞男 (1964) 『現代政治の思想と行動 増補版』未来社。
- ・山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門』光文社新書。

英語文献

- ・ Atkinson, A. B. (1996) “A Case for a Participation Income”, *Political Quarterly* 67 (1) : 67-70.
- ・ Berlin, Isaiah (1969) *Four Essays on Liberty*, Oxford : Oxford University Press.
- ・ Giddens, Anthony (1998) *The Third Way : The Renewal of Social Democracy*, Cambridge, UK : Polity Press (佐和隆光訳『「第三の道」』日本経済新聞社, 一九九八年).
- ・ Goodin, R. E. (2001) “Work and Welfare : Towards a Post-Productivist Welfare Regime”, *British Journal of Political Science* 31 : 13-39.
- ・ Little, Adrian (1998) *Post-Industrial Socialism : Towards a New Politics of Welfare*, London : Routledge.
- ・ White, Stuart (2003) *The Civic Minimum : on the Rights and Obligations of Economic Citizenship*, Oxford : Oxford University Press.